# 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の 実施計画変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)への対応

令和4年11月16日 原 子 力 規 制 庁

# 1. 趣旨

本議題は、令和4年11月14日付けで東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から提出のあった、多核種除去設備等処理水(以下「ALPS処理水」という。)の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請(以下「変更申請」という。)について、審査及び確認の進め方並びに今後の対応の了承について諮るものである。

# 2. 変更申請等の内容

本変更申請に併せて、参考資料として「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線 影響評価報告書(建設段階)」(以下「放射線影響評価報告書」という。)が提出され ており、これら変更申請等の内容は以下のとおり。(概要は別紙<sup>1</sup>参照)

- ①放出開始後の海洋放出設備の運転・保守管理体制の整備
- ②ALPS処理水を海洋放出する際に測定・評価する核種選定フローの設定
- ③核種選定結果を踏まえた放射線影響評価結果の改訂(変更申請の参考資料)
- ※変更申請等は原子力規制委員会 HP に掲載済<sup>2</sup>

#### |3. 審査及び確認の進め方(委員会了承事項)

本年7月22日に認可したALPS処理水の海洋放出設備の設置等に関する実施計画変更認可申請と同様に、昨年4月14日の令和3年度第3回原子力規制委員会で示された以下の方針に従い、公開の1F技術会合<sup>3</sup>において、変更申請等に係る審査及び確認を行う。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。) に基づく規制基準を満たすものであること
- (2) 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」(以下「政府方針」という。) に則ったものであること

## 3-1 原子炉等規制法に基づく審査における主な確認事項

- ①放出開始後の海洋放出設備の運転・保守管理体制の整備
  - ・ALPS処理水の海洋放出に係る組織体制

<sup>1 2022</sup> 年 11 月 14 日東京電力ホールディングス(株)「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する実施計画変更認可申請【概要】」 の一部抜粋

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.nra.go.jp/disclosure/law\_new/FAM/140000272.html

<sup>3</sup> 特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合(令和4年10月12日原子力規制委員会了承事項)

- ②ALPS処理水を海洋放出する際に測定・評価する核種選定フローの設定 ・ALPS処理水中の核種の特定手順及び測定・評価対象核種の選定の考え方
- 3-2 政府方針への取り組みに関する主な確認事項
  - ③核種選定結果を踏まえた放射線影響評価結果の改訂
    - ・選定された測定・評価対象核種を用いた評価結果

# 4. 今後の対応(委員会了承事項)

審査及び確認の状況については、適宜、原子力規制委員会に報告する。 審査結果の案及び確認結果の案を取りまとめ、原子力規制委員会に諮った上で、 これらについて科学的・技術的意見募集を行う。

## (参考) IAEA (国際原子力機関) レビュー

本年3月21日から25日にかけて第1回規制ミッションが開催され、第2回規制ミッションは来年初頭に予定されている。レビューにおいては、変更申請等に係る審査・確認のプロセスと内容について、IAEA安全基準・ガイド等に照らしてIAEAからレビューを受けることとし、審査資料等の書面による情報共有を行いつつ、来日ミッションに向けて準備を進める。第1回規制ミッションと同様に、IAEAによる規制レビューの結果は報告書として示される予定であり、その内容については原子力規制委員会に報告する。